

保護者の皆様へ

久喜市保育課長 尾崎 弘章

新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底について

日頃より、本市の児童福祉行政に対して、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、オミクロン株の市中感染の発生等により、新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増しているところです。

つきましては、久喜市の保育所等及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」といいます。）における感染防止対策等について、改めて下記のとおりお知らせしますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 感染防止対策について

毎朝、ご家庭でのお子さまの検温と同居の家族を含めた経過観察を実施してください。また、帰宅時の手洗い、うがい、消毒の徹底をお願いいたします。

なお、下記①から④のいずれかに該当する場合は、該当する期間の登所を避けていただきますようお願いいたします。また、お子さまが登所中に下記に該当することが判明した場合は、保育所等への連絡及び速やかなお迎え等の対応をお願いいたします。

※下記の理由により登所回避された場合の保育料については、減免の対象となりませんので、予めご了承ください。

登所を控えていただく場合	登所を控えていただく期間
①子ども及び同居の家族が感染者（PCR検査の結果陽性）となった場合	子ども及び家族の症状が回復し、保健所から登所自粛等の解除の指示があるまで。
②子ども及び同居の家族に発熱や咳などの症状が見られた場合	子ども及び家族の症状が回復するまで。（子どもに発熱があった場合は、解熱後 24 時間を経過するまで。） または PCR 検査を受検した場合、陰性と判明するまで。
③子ども及び同居の家族が濃厚接触者に特定された場合	PCR 検査の結果、陰性と判明となり、保健所から登所自粛等の解除の指示があるまで。
④子ども及び同居の家族が感染者（PCR検査の結果陽性）との接触があった場合	保健所から濃厚接触者に該当しないと決定されるまで。

2 新型コロナウイルス感染症発生に伴う休所等について

保育所等の関係者（職員、児童等）が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、幸手保健所と相談のうえ、臨時休所を決定する場合がございます。